

(第一類 第十号)

第一六十六回国会院 土交通委員会議録第二十号

平成十九年五月十八日(金曜日)

午後二時四十八分開議

出席委員

委員長 塩谷 立君

理事 後藤 茂之君 理事

理事 西鉄恒三郎君 理事

理事 伴野 豊君 理事

理事 高木 陽介君 理事

理事 赤池 誠章君 理事

石田 真敏君 理事

小里 泰弘君 理事

亀岡 健民君 理事

桜井 郁三君 理事

杉田 元司君 理事

長崎 幸太郎君 理事

原田 憲治君 理事

盛山 正仁君 理事

若宮 健嗣君 理事

黄川田 徹君 理事

下条 みつ君 理事

長安 豊君 理事

伊藤 渉君 理事

冬柴 鐵三君 理事

国土交通大臣 理事

国土交通副大臣 理事

国土交通委員会専門員 理事

亀井 爲幸君 理事

鈴木 具能君 理事

渡辺 遼君 理事

○冬柴國務大臣 理事

同日 辞任 理事

鍵田忠兵衛君 理事

徳田 豪君 理事

飯島 夕雁君 理事

同日 辞任 理事

飯島 夕雁君 理事

補欠選任 理事

徳田 豪君 理事

飯島 夕雁君 理事

飯島

安全性その他の品質又は性能を確保するために、住宅の瑕疵の発生の防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があつた場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅瑕疵担保責任保險法人の指定及び住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理体制等について定めることにより、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)以下「住宅品質確保法」という。)と相まって、住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一條 この法律において「住宅」とは住宅品質確保法第二条第一項に規定する住宅をいい、「新築住宅」とは同条第二項に規定する新築住宅をいう。

第二條 この法律において「建設業者」とは、建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二条第三項に規定する建設業者をいう。

第三條 この法律において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むもの(第十二条第一項において「信託会社等」という。)を含むものとする。

第四條 この法律において「特定住宅瑕疵担保責任」とは、住宅品質確保法第九十四条第一項又は第五条第一項の規定による担保の責任をいう。

第五條 この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険

一 建設業者が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十四条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅建設瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行したときに、当該建設業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該建設業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行しないときに、当該住宅を新築する建設工事の発注者、建設業法第二条第五項に規定する発注者といい、宅地建物取引業者であるものを除く。以下同じ。)の請求に基づき、その瑕疵によつて生じた当該発注者の損害をてん補すること。

三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 住宅を新築する建設工事の発注者が当該建設工事の請負人である建設業者から当該建設工事に係る新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、有効であること。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものと。

七 この法律において「住宅販売瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保

契約をいう。

一 宅地建物取引業者が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅販売瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する瑕疵がある場合において、当該建設業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該建設業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該建設業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行しないときに、当該住宅を新築する建設工事の発注者、建設業法第二条第五項に規定する発注者といい、宅地建物取引業者であるものを除く。以下同じ。)の請求に基づき、その瑕疵によつて生じた当該発注者の損害をてん補すること。

三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 新築住宅の買主が当該新築住宅の売主である宅地建物取引業者から当該新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保

契約をいう。

一 宅地建物取引業者が保険料を支払うことを約するものであること。

二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。

イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅建設瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する瑕疵がある場合において、当該建設業者が当該特定住宅建設瑕疵担保責任を履行したときに、当該建設業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該建設業者の損害をてん補すること。

ロ 特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する瑕疵がある場合において、建設業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行しないときに、当該住宅を新築する建設工事の発注者、建設業法第二条第五項に規定する発注者といい、宅地建物取引業者であるものを除く。以下同じ。)の請求に基づき、その瑕疵によつて生じた当該発注者の損害をてん補すること。

三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 新築住宅の買主が当該新築住宅の売主である宅地建物取引業者から当該新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたつて有効であること。

五 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保

第三条 建設業者は、各基準日(毎年二月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。)において、当該基準日前十年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅について、当該発注者に対する特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

二 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

三 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

四 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

五 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

六 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

七 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

八 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

九 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十一 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十二 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十三 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十四 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十五 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十六 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十七 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十八 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

十九 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

二十 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任に規定する隠れた瑕疵がある場合において、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によつて生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。

第一項の住宅建設瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下同じ。）をもつて、これに充てることができる。

6 第一項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託は、当該建設業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。

（住宅建設瑕疵担保保証金の届出等）

第四条 前条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

前項の建設業者が新たに住宅建設瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結して同項の規定による届出をする場合には、住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結に関する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

（住宅を新築する建設工事の請負契約の新たな締結の制限）

第五条 第三条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、同項の規定による供託をし、かつ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに住宅を新築する建設工事の請負契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一

項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。

（住宅建設瑕疵担保保証金の還付等）

第六条 第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている建設業者（以下「供託建設業者」という。）が特定住宅建設瑕疵担保責任を負う期間内に、住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住宅建設瑕疵担保責任を負う建築住宅の発注者は、その損害賠償請求権に關し、当該供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅建設瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。
一 当該損害賠償請求権について債務名義を取 得したとき。
二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

三 当該供託建設業者が死亡した場合その他該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるところにより、前項の権利を有する場合について国土交通大臣の確認を受けたと

ときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨をその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等）

第八条 供託建設業者は、金銭のみをもつて住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしていている供託所に對し、費用を予納して、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 供託建設業者は、有価証券又は有価証券及び金銭で住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該住宅建設瑕疵担保保証金の額と同額の住宅建設瑕疵担保保証金の供託を移転後の主たる事務所の最寄りの供託所にしなければならない。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に供託をしていた住宅建設瑕疵担保保証金を取り戻すことができる。

（住宅販売瑕疵担保保証金の供託）

第三条第五項の規定は、前項の規定により住

前項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、当該供託建設業者又は建設業者であつた者がその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。

（建設業者による供託所の所在地等に関する説明）

第三条第五項の規定は、第一項の規定により供託する場合について準用する。

（住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等）

第八条 供託建設業者は、住宅を新築する建設業者の発注者に対する、当該建設工事の請負契約を締結するまでに、その住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅建

設瑕疵担保保証金の供託をして国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

第十一条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約をしていて、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。その供託をしていなければならぬ。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に供託をしていた住宅建設瑕疵担保保証金を取り戻すことができる。

（住宅販売瑕疵担保保証金の供託）

第十二条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

第十三条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

第十四条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

第十五条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

第十六条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

第十七条 宅地建物取引業者は、各基準日において、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅について、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければならぬ。

（第三章 住宅販売瑕疵担保保証金）

2 前項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅（当該宅地建物取引業者が住宅建設瑕疵担保保証責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「販売新築住宅」という。）の合計戸数の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、販売新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵があつた場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定める

	<p>二 第三十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。</p> <p>三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 第一号に該当する者</p> <p>(指定の公表等)</p> <p>第十八条 国土交通大臣は、指定をしたときは、当該保険法人の名称及び住所、保険等の業務を行なう事務所の所在地並びに保険等の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2 保険法人は、その名称若しくは住所又は保険等の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>五 特定住宅瑕疵の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(役員の選任及び解任)</p> <p>第六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>二 第二十条 保険法人の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 国土交通大臣は、保険法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は保険等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、保険法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>(業務規程)</p> <p>第三十二条 保険法人は、保険等の業務の開始前に、保険等の業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>二 民法第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十七条において準用する同法第五百六十六条规定する担保の責任の履行によって生じた住宅の建設工事の請負人若しくは住宅の売主の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵若しくは隠れた瑕疵によつて生じた住宅の建設工事の注文者若しくは住宅の買主の損害をてん補することを約して保険料を收受する保険契約(住宅瑕疵担保責任保険契約を除く。)の引受けを行うこと。</p> <p>(事業計画等)</p> <p>第二十二条 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、毎年</p>
	<p>三 他の保険法人が引き受けた住宅瑕疵担保責任保険契約又は前号の保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと。</p> <p>四 住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九十五条第一項に規定する瑕疵又は隠れた瑕疵(以下この条において「特定住宅瑕疵」という。)の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>五 特定住宅瑕疵の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(役員の選任及び解任)</p> <p>第六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>二 第二十条 保険法人の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 国土交通大臣は、保険法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は保険等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、保険法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>(業務規程)</p> <p>第三十二条 保険法人は、保険等の業務の開始前に、保険等の業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>二 民法第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十七条において準用する同法第五百六十六条规定する担保の責任の履行によって生じた住宅の建設工事の請負人若しくは住宅の売主の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵若しくは隠れた瑕疵によつて生じた住宅の建設工事の注文者若しくは住宅の買主の損害をてん補することを約して保険料を收受する保険契約(住宅瑕疵担保責任保険契約を除く。)の引受けを行うこと。</p> <p>(事業計画等)</p> <p>第二十二条 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、毎年</p>
	<p>事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第二十三条 保険法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十九条第一号の業務及びこれに附帯する業務</p> <p>二 第十九条第二号の業務及びこれに附帯する業務</p> <p>三 第十九条第三号の業務及びこれに附帯する業務</p> <p>四 前三号に掲げる業務以外の業務</p> <p>(責任準備金)</p> <p>第二十四条 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を積み立てなければならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第二十五条 保険法人は、国土交通省令で定めるところにより、保険等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p> <p>(財務及び会計に關し必要な事項の国土交通省令への委任)</p> <p>第二十六条 この章に定めるもののほか、保険法人が保険等の業務を行う場合における保険法人の財務及び会計に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第二十七条 国土交通大臣は、保険法人の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し、保険等の業務に關し監</p>

は、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿を虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第二十九条第一項の規定による許可を受けないで、保険等の業務の全部を廃止したとき。

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条又は第四十一条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十七条第一項の規定については、同項中「一般社団法人、一般財團法人」とあるのは、「同法第三十四条の規定により設立された法人」とする。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を

改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前用

九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

七条第一項及び第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「若しくは入札契約適正化法」を「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改める。

八百二十九条第一項」と、「振替債」とあるのは「振替社債等」とする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第三条第一項及び第十一条第一項中「当該基準日前十年間」とあるのは「附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から当該基準日までの間」と、第六条第一項中「発注者」とあるのは「発注者・附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。」と、第十四条第一項中「買主」とあるのは「買主(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。)」とする。

(経過措置)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六十五条第一項中「法律の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第二号。以下この条において「履行確保法」という。)第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定」を加える。

第七条 宅地建物取引業法の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「法律の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第二号。以下この条において「履行確保法」という。)第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定」を加える。

別表(第三条、第十一条関係)

別表(第三条、第十一条関係)

区分	住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金の額の範囲
一 一以下の場合	二千万円以下
二 一を超え十以下の場合	二千万円を超えて三千八百万円以下
三 十を超えて五十以下の場合	三千八百万円を超えて七千万円以下
四 五十を超えて百以下の場合	七千万円を超えて一億円以下
五 百を超えて五百以下の場合	一億円を超えて一億四千万円以下
六 五百を超えて千以下の場合	一億四千万円を超えて一億八千万円以下
七 千を超えて五千以下の場合	一億八千万円を超えて三億四千万円以下
八 五千を超えて一万以下の場合	三億四千万円を超えて四億四千万円以下
九 一万を超えて二万以下の場合	四億四千万円を超えて六億三千万円以下
十 二万を超えて三万以下の場合	六億三千万円を超えて八億千万円以下
十一 三万を超えて四万以下の場合	八億八千万円を超えて九億八千万円以下
十二 四万を超えて五万以下の場合	九億八千万円を超えて十一億四千万円以下

三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十一条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条に

おいて読み替えて準用する履行確保法第七条第一項に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「規定」の下に「若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十一条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条に

おいて読み替えて準用する履行確保法第七条第一項に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「規定」の下に「若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十一条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条に

十三	五万を超える場合	十一億四千万円を超える場合
十四	十万を超える場合	十八億九千万円を超える場合
十五	二十万を超える場合	三十二億九千万円を超える場合
十六	三十万を超える場合	四十五億九千万円を超える場合

理由

国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するためには、住宅の瑕疵の発生の防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があつた場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行によって生ずる損害をてん補する一定の保険の引受け等を行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。